

「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針(案)」の概要

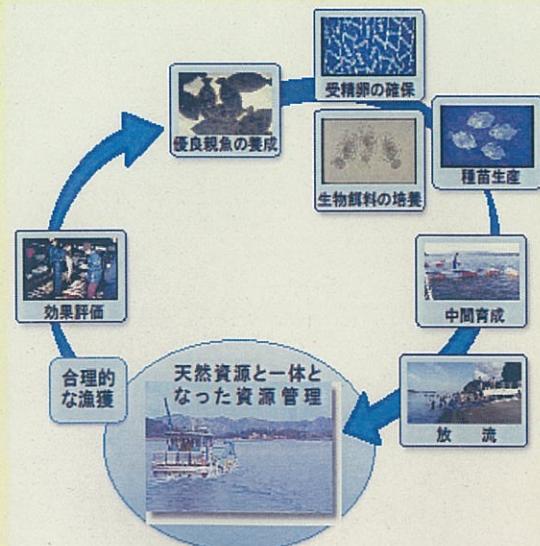
資料6-3

海洋水産資源開発促進法に基づき、水産動植物の増殖及び養殖の推進、新漁場における漁業生産の企業化の推進等に関する事項につき、農林水産大臣が5年ごとに定める基本方針であり、水産基本計画と同じく10年程度を見通し、平成34年度を目標年度として定めるもの

第1 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標 9万トン

- 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類
 - ・ マダイ、ヒラメ、トラフグ等、栽培漁業や養殖を推進することが適当な水産動植物として132種を提示
- 増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準
 - ・ 132種の水産動植物につき、増殖又は養殖に適する自然的条件として増殖又は養殖を行う海域の水温、溶存酸素等の目安を提示
- 漁業生産の増大の目標を達成するために必要な基本的な事項
 - <水産環境整備の推進>
 - ・ 水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出することにより生態系全体の生産力を底上げする水産環境整備を推進
 - <栽培漁業の推進>
 - ・ 再生産確保のため「資源造成型栽培漁業」を推進するとともに、放流対象種の重点化、関係する都道府県間等の連携等により、効率的な栽培漁業を推進
 - <養殖の振興>
 - ・ 渔場改善計画において設定された適正養殖可能数量の遵守促進や養殖対象生物の疾病予防技術等の開発等により、環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立を図るとともに、安全・安心な養殖生産物の供給のため、生産工程管理(GAP)手法の普及を推進
 - その他
 - ・ 増養殖を行う海域における水質汚濁の防止を図るとともに、赤潮、漂着ゴミ、油濁等による漁場環境の悪化の防止等により、水産動植物の生育環境を保全

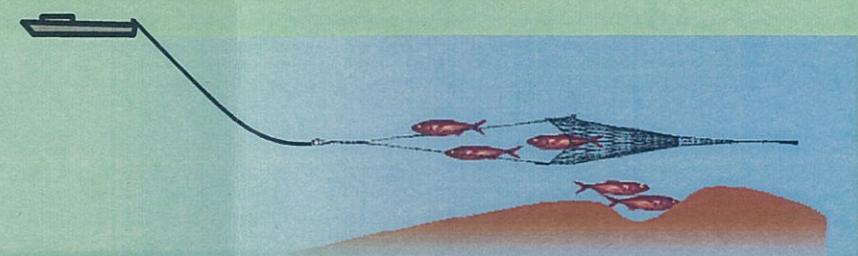


第2 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の推進に関する事項

新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標 3万トン

- 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域
 - ・ 热帯太平洋海域、インド洋海域等、漁業生産の企業化を促進することが適当な遠洋の海域として11の海域を提示
- 新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項
 - ・ 資源の持続的利用及び生態系の保全*について関係諸国及び国際機関と協力するよう配慮するとともに、省エネ・省人化技術等の積極的導入により操業効率化を進めることで、新漁場における企業化を促進

* 生態系保全への配慮の例
中層トロールにより脆弱な海底生態系への悪影響を押さえた操業を実現



第3 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項

- ・ 資源管理指針・計画の推進により、我が国水産業において主要な漁獲対象となっている資源について、基本的に関係する全ての漁業者の参画を得て海洋水産資源の自主的な管理を促進
- ・ 資源の生物学的特性、生態等の解明と、資源水準算定の精度向上

第4 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項

- ・ 既存漁場における水産資源の合理的利用を図るために、省エネ・省人化技術等の積極的導入や資源状況に見合った漁具の導入等、新たな漁業生産方式の企業化を促進

第5 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要な事項

- ・ 海外漁場の確保のため漁業合弁事業を促進